

株主のみなさまへ

香川県高松市香西南町455番地の1
アオイ電子株式会社
取締役社長 中山 康 治

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月26日（水曜日）午前10時
2. 場 所 香川県高松市香西南町455番地の1 当社本社ホール
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第51期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第51期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.aoi-electronics.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業の経営成績や所得環境の改善などを背景に、上半期は、設備投資や個人消費が底堅く推移した一方で、下期以降は、米中貿易摩擦の激化など海外の政治・経済の先行き不透明感が高まり、製造業を中心に企業マインドが低下し、景気の減速傾向が見られました。海外においては、米国では良好な雇用・所得環境を背景に個人消費の拡大が続き堅調を維持いたしましたが、欧州や中国をはじめとするアジア新興国では設備投資や個人消費の落ち込みにより、終盤にかけて大きく後退いたしました。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、車載向け部品やIoTの進展にともなう産業機器向け部品の需要は比較的堅調に推移いたしましたが、携帯情報端末向け部品は、普及の一巡や買い替えサイクルの長期化などにより在庫調整の動きが加速し、急激な落ち込みとなりました。

このような情勢の中で、当社グループの当連結会計年度の連結売上高は42,777百万円（前年同期比2,898百万円減、6.3%減）、営業利益は、自動化等生産の効率化に向けての先行投資による償却負担が増加したことから3,289百万円（前年同期比2,359百万円減、41.8%減）、経常利益は4,038百万円（前年同期比2,126百万円減、34.5%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,277百万円（前年同期比2,289百万円減、50.1%減）となりました。

当社グループの製品の種別区分ごとの売上高であります。集積回路は、携帯情報端末向け部品の受注が大幅に落ち込んだことから36,593百万円（前年同期比3,454百万円減、8.6%減）となりました。機能部品は、海外向けサーマルプリントヘッドの受注が増加したことにより、6,055百万円（前年同期比584百万円増、10.7%増）となりました。

<製品の種別区分ごとの売上高>

製品の種別区分	売 上 高					
	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
集 積 回 路	40,047	87.7	36,593	85.5	△3,454	△8.6
機 能 部 品	5,471	12.0	6,055	14.2	584	10.7
そ の 他	156	0.3	128	0.3	△28	△18.0
合 計	45,675	100.0	42,777	100.0	△2,898	△6.3

② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は3,782百万円であります。その内訳は、集積回路および機能部品の自動化等製造用設備の取得2,187百万円、朝日町事業所の新築工事1,372百万円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

④ 他の会社の株式等の取得または処分の状況

当連結会計年度において、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 48 期 2016年 3 月期	第 49 期 2017年 3 月期	第 50 期 2018年 3 月期	第 51 期 (当連結会計年度) 2019年 3 月期
売 上 高 (百万円)	40,345	44,807	45,675	42,777
経 常 利 益 (百万円)	5,805	6,141	6,165	4,038
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,302	4,226	4,566	2,277
1 株当たり当期純利益 (円)	275.23	352.23	380.58	189.77
総 資 産 (百万円)	48,086	52,147	56,949	57,358
純 資 産 (百万円)	37,808	41,592	45,576	47,227
1 株当たり純資産額 (円)	3,150.84	3,466.28	3,798.26	3,935.85

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 48 期 2016年 3 月期	第 49 期 2017年 3 月期	第 50 期 2018年 3 月期	第 51 期 (当事業年度) 2019年 3 月期
売 上 高 (百万円)	40,295	44,765	45,699	42,809
経 常 利 益 (百万円)	5,143	5,570	5,185	3,778
当 期 純 利 益 (百万円)	2,712	3,722	3,657	1,843
1 株当たり当期純利益 (円)	226.09	310.23	304.80	153.66
総 資 産 (百万円)	45,520	47,989	51,631	52,030
純 資 産 (百万円)	35,824	38,953	41,947	43,055
1 株当たり純資産額 (円)	2,985.56	3,246.33	3,495.83	3,588.17

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
ハヤマ工業株式会社	90百万円	100.0%	ICおよびチップネットワーク抵抗器のめっき加工
ハイコンポーネンツ青森株式会社	90百万円	100.0%	半導体（小型IC等）の製造
青梅エレクトロニクス株式会社	90百万円	100.0%	半導体（ウェハーレベルパッケージ等）の製造

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「革新と創造」を続け、常に前進する企業グループを目指して、以下の経営戦略により取り組んでまいります。

- ① 変化する世界経済に対応し、確実な成長を成す。
- ② イノベーションに取り組む、新しいビジネス分野と新商品を創造する。
- ③ 顧客密着度を深める、ニーズを先取りし、営業戦略を構築する。
- ④ 現場力の強化、あらゆる手段で更なる生産性の向上を図る。
- ⑤ 主導性をとれる品質を「求明」する。
- ⑥ 人財の価値を高める、管理力を強化する。
- ⑦ 地球と人にやさしい企業となる。

(5) 主要な事業内容（2019年3月31日現在）

事 業 部 門	主 要 製 品
集 積 回 路	IC、モジュール、光学センサー、ウェハーレベルパッケージ、LED等
機 能 部 品	プリントヘッド、各種センサー、チップネットワーク抵抗器等

(6) 主要な営業所および工場 (2019年3月31日現在)

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社 ・ 高 松 工 場	香川県高松市香西南町455番地の1
観 音 寺 工 場	香川県観音寺市吉岡町262番地
東 京 営 業 所	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル33F

② 連結子会社

名 称	所 在 地
ハヤマ工業株式会社	香川県高松市朝日町三丁目3番5号
ハイコンポーネンツ 青 森 株 式 会 社	青森県北津軽郡鶴田町大字山道字小泉275番地
青梅エレクトロニクス 株 式 会 社	東京都青梅市藤橋三丁目3番地の2

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
2,288 (198) 名	28名減 (7名減)

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,770 (131) 名	40名減 (4名減)	37.5歳	12.5年

(注) 従業員数は就業員数であり、契約社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	503百万円
株 式 会 社 阿 波 銀 行	320
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	182
株 式 会 社 中 国 銀 行	152

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 40,600,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 12,000,000株 |
| ③ 株主数 | 1,231名 |
| ④ 大株主 (上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
大 西 通 義	2,262千株	18.85%
大 西 以 知 郎	2,117	17.65
公益財団法人 大西・アオイ記念財団	1,300	10.83
アオイコーポレーション有限会社	1,150	9.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	670	5.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	622	5.19
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 380578 (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	489	4.08
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	350	2.92
日 亜 化 学 工 業 株 式 会 社	221	1.85
大 西 暁 子	209	1.74

(注) 持株比率は自己株式 (702株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
※取締役社長	中 山 康 治	ハイコンポーネンツ青森(株) 取締役(非常勤)
※常務取締役	木 下 和 洋	管理本部長 公益財団法人 大西・アオイ記念財団 理事長
取 締 役	岡 田 吉 郎	第1技術本部長 (株)ヴィーネックス 取締役(非常勤)
取 締 役	佐 伯 規 夫	第2技術本部長 ハイコンポーネンツ青森(株) 取締役(非常勤)
取 締 役	高 尾 大 輔	高松第1生産本部長 ハヤマ工業(株) 取締役(非常勤)
取 締 役	福 田 一 幸	高松第2生産本部長
取 締 役	森 糸 繁 樹	(株)四電工 社外取締役(非常勤)
常 勤 監 査 役	吉 田 文 士	
常 勤 監 査 役	福 家 光 宏	ハイコンポーネンツ青森(株) 監査役(非常勤)
監 査 役	藤 目 暢 之	
監 査 役	坂 井 清	ハヤマ工業(株) 監査役(非常勤)

- (注) 1. ※印は代表取締役であります。
 2. 取締役 森糸繁樹氏は社外取締役であります。
 3. 常勤監査役 吉田文士氏および福家光宏氏、監査役 藤目暢之氏および坂井 清氏は、社外監査役であります。
 4. 監査役 藤目暢之氏および坂井 清氏は、税理士資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 社外取締役および社外監査役全員は、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員 の要件を満たしており、5名全員を独立役員として同取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	7名	161百万円
監 査 役	4	28
合 計	11	189

- (注) 1. 取締役および監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第38回定時株主総会において、取締役は年額360百万円以内、監査役は年額54百万円以内と決議いただいております。
2. 上記には、社外取締役1名の報酬の額4百万円が含まれております。
3. 監査役全員が社外監査役であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況

社外取締役である森糸 繁樹氏は、株式会社四電工の社外取締役を兼任しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

社外監査役である福家 光宏氏は、子会社ハイコンポーネンツ青森株式会社の監査役、坂井 清氏は、子会社ハヤマ工業株式会社の監査役を兼任しております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	森 糸 繁 樹	当事業年度中に開催した取締役会にすべて出席し、主に経営管理等に関し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	吉 田 文 士	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会にすべて出席し、主に経営管理等に関し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
常 勤 監 査 役	福 家 光 宏	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会にすべて出席し、主にコンプライアンス、リスク管理、組織管理等に関し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	藤 目 暢 之	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会にすべて出席し、主に税務等に関し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	坂 井 清	当事業年度中に開催した取締役会、監査役会にすべて出席し、主に税務等に関し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および各社外監査役との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役または社外監査役が、その職務を行うにつき善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 監査法人ラットランド

② 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査日数および報酬額の推移を確認したうえで、当該事業年度の監査予定日数、報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき当該会計監査人を解任いたします。

また、当社の監査役会は、会計監査人の独立性、専門性、信頼性、効率性等を評価し、より適切な監査を期待できる会計監査人の選任が必要と判断した場合は、当該会計監査人の解任または不再任に関する株主総会議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

内部統制システムの基本方針の当社取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

当社は、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務ならびに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、当社および子会社（以下、「当社グループ」という）の業務の適正性、有効性・効率性の確保とリスクの管理につとめ、社会情勢の変化に応じた体制を整備し、その充実に努める。

- ① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 事業活動遂行の指針である「アオイ電子行動憲章」を当社グループ全員に周知し、常に法令および企業倫理の遵守、適正なる事業活動の遂行を徹底する。
 - 2) 「コンプライアンス推進委員会」の下、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、実効性を確保する。
 - 3) 社内外からのコンプライアンスに関する情報を「相談窓口」で受け付け対応する。また、通報者は何ら不利益を被らないことを担保する。
 - 4) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、警察および弁護士等の外部関係機関と連携し、毅然とした態度で組織的に対応する。
 - 5) 金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制を整備・運用し、その状況を定期的に評価して内部統制の有効性・適切性の維持改善に努める。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 法令、「情報セキュリティ基本方針」および関連する社内規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報の作成・保存・保護・管理の体制を整備する。この管理体制の下、取締役の職務執行に係る情報については、必要に応じて閲覧、謄写可能な状態に置く。
 - 2) 「情報セキュリティ委員会」の下、情報セキュリティの体制、管理の維持・向上と情報の有効活用を図る。

- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1) 「リスク管理基本方針」に基づき、関連する社内規程を整備し、当会社グループの危機管理の体制整備および運用を図る。
 - 2) 「リスク管理委員会」の下、当会社グループを取り巻くリスクを統括管理し、危機管理体制の維持・向上を図る。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 取締役会は中期経営目標を定め、それを具現化するために事業年度、部門毎の事業計画を策定するとともに、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
 - 2) 執行役員会議、経営会議等において経営に関する意思伝達、業務執行状況の報告、情報交換、重要な事項の審議を成し、経営環境の変化に即応できる効率的な管理体制の整備・運用を図る。
 - 3) 組織および職務に関する社内規程の整備・運用により、職務分掌、職務権限、職務責任の明確化を図り、迅速な意思決定と業務遂行を確保する。
- ⑤ 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 「アオイ電子行動憲章」に基づき、子会社の諸規律・規程およびコンプライアンス体制の整備・運用を推進し、法令および企業倫理の遵守、適正なる事業活動遂行を子会社に周知徹底する。
 - 2) 子会社へ役員を派遣し、業務執行を監督・監査する。
 - 3) 子会社の主体的な経営意思を尊重しつつ、関係会社管理に関する社内規程に基づく事業、財務、その他重要事項についての決裁および報告制度の整備・運用により、業務執行を管理する。
 - 4) 子会社のリスクは当会社グループのリスクと捉え、危機管理に関する規程および体制の整備・運用を促し、当会社グループでの情報の共有を図る。
 - 5) 子会社においても事業計画および予算を策定し、達成に向けた実績管理により効率的な業務執行を図る。
 - 6) 子会社に対して監査を実施し、統制の整備・運用状況を評価し維持・向上を促す。
- ⑥ 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役に当会社グループの役員および使用人等から、法定事項に加え当会社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告する体制を整備する。監査役への報告者は、報告を理由として不利な取扱を受けないことを確保する体制を担保する。

- 2) 監査役は必要に応じて、内部監査室および管理本部に所属する社員に対し、監査業務に必要な事項を命令することができる。
- 3) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役等他の指揮命令は受けない。また、命令遂行中の社員の人事等に関しては、命令した監査役の同意を必要とする。
- 4) 監査役は会計監査人および内部監査担当部署と適時情報交換を行うことで情報を共有し、また、取締役との意見交換により意思疎通を図り、円滑な監査活動が行える環境を保持する。
- 5) 監査役の職務の執行について生ずる費用等は当会社が負担する。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取り組みについて

全ての役職員が、基本ルールである「アオイ電子行動憲章」に沿って行動を行うよう周知徹底を図っています。また、「コンプライアンス推進委員会」の開催、ヘルプライン（相談および通報窓口）の活用、内部監査によるモニタリングを通じ、法令および定款違反の未然防止に努めています。

具体的には、個々のコンプライアンス意識をさらに浸透させるため、コンプライアンスカードの内容の充実を図り、当会社グループの全役職員に配布いたしました。また、外部講師を招聘し、新入社員を対象に「交通安全教室」、現場のリーダーを対象に「ハラスメント防止研修」を実施したほか、管理職を対象とした「不当要求防止に関する講習会」等を開催いたしました。

② 業務執行の適正性の確保に対する取り組みについて

毎月1回開催の定例取締役会等において、経営上の重要事項に関する迅速な意思決定ならびに取締役および執行役員の業務執行の監督を行っています。また、社長直轄の内部監査室による各部署に対する監査結果を社長および監査役に報告しています。

財務報告に係る内部統制については、財務内容の信頼性を確保するために会計監査人、内部監査室および監査役が連携した監査を実施して、適切な整備・運用をしています。

子会社に対しては、事業計画および予算を策定し、また、役員を派遣し、適正かつ効率的な業務執行の達成に向けて監督しています。

③ 損失の危険の管理に対する取り組みについて

1) 「情報セキュリティ委員会」

情報セキュリティ委員会を2回開催し、全従業員に最新の脅威動向とITに関する工場セキュリティの基礎知識の教育を行うことを決め、実施いたしました。

引き続き、従業員へ更なる情報セキュリティインシデント対策への意識向上とし、企業内部の人的脅威に関する基礎知識などへの教育、啓蒙活動方法などの協議を行ってまいります。

2) 「リスク管理委員会」

「リスク管理基本方針」に基づき、リスク管理体制の構築に一体となって取り組めるように、当社グループとしての整合をとりながら見直しを行っています。

また、事業継続マネジメントの観点から、顧客よりご指定いただいた耐震対策としての設備固定を一部の工程に実施いたしました。これをさらに全社に展開していく計画を立案中です。

3) 業務上の重要事項については、毎月1回開催の執行役員会議、経営会議において多面的に審議を行い、業務の効率性の向上と併せ損失の危険の管理を行っています。

④ 監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組みについて

監査役会は、独立社外監査役4名（うち常勤2名）で構成されており、毎月1回の定例監査役会等において、監査方針、職務の分担に従い、各監査役から監査に関する重要事項の報告を受け、協議・決議を行っています。

監査役は、業務執行に関する監視のため、定期的な経営者ヒヤリングの実施、コンプライアンス推進委員会等重要な会議への出席のほか、稟議書、契約書等重要書類の閲覧を行っています。また、監査の実効性を高めるために、内部監査室、会計監査人と連携して定期的な意見交換を行っています。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	39,308,315	流 動 負 債	8,787,478
現金及び預金	25,922,967	支払手形及び買掛金	2,374,933
受取手形及び売掛金	8,424,986	電子記録債務	1,857,900
電子記録債権	517,102	短期借入金	190,000
有価証券	2,000,000	1年内返済予定の長期借入金	264,612
商品及び製品	130,221	リース債務	60,425
仕掛品	731,807	未払金	1,797,500
原材料及び貯蔵品	1,112,455	未払法人税等	725,006
前払費用	32,538	賞与引当金	790,564
その他	446,962	その他	726,536
貸倒引当金	△10,726	固 定 負 債	1,343,262
固 定 資 産	18,049,848	長期借入金	702,953
有形固定資産	13,599,844	リース債務	104,851
建物及び構築物	6,139,524	繰延税金負債	52,454
機械装置及び運搬具	2,850,868	退職給付に係る負債	375,200
工具、器具及び備品	413,831	資産除去債務	27,160
土地	3,384,211	その他	80,643
リース資産	154,131	負 債 合 計	10,130,740
建設仮勘定	657,275	純 資 産 の 部	
無形固定資産	423,454	株 主 資 本	47,223,288
のれん	174,402	資本金	4,545,500
その他	249,052	資本剰余金	5,790,950
投資その他の資産	4,026,549	利益剰余金	36,888,258
投資有価証券	2,425,131	自己株式	△1,419
退職給付に係る資産	215,612	その他の包括利益累計額	4,134
繰延税金資産	936,753	その他有価証券評価差額金	84,520
その他	449,052	退職給付に係る調整累計額	△80,385
資 産 合 計	57,358,164	純 資 産 合 計	47,227,423
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	57,358,164

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		42,777,150
売上原価		35,426,733
売上総利益		7,350,417
販売費及び一般管理費		4,060,466
営業利益		3,289,950
営業外収益		
受取利息	11,507	
受取配当金	71,455	
為替差益	162,196	
助成金収入	251,450	
受取補償金	7,561	
受取技術料	125,182	
持分法による投資利益	72,747	
その他	110,852	812,954
営業外費用		
支払利息	9,659	
支払補償費	19,561	
貸与資産減価償却費	26,947	
その他	8,131	64,300
経常利益		4,038,604
特別利益		
固定資産売却益	1,095	1,095
特別損失		
固定資産除却損	7,578	
減損	438,852	
その他	1,200	447,630
税金等調整前当期純利益		3,592,069
法人税、住民税及び事業税	1,387,469	
法人税等調整額	△72,533	1,314,936
当期純利益		2,277,133
親会社株主に帰属する当期純利益		2,277,133

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	4,545,500	5,790,950	35,283,085	△1,419	45,618,116
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△671,960		△671,960
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,277,133		2,277,133
自己株式の取得					—
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	1,605,172	—	1,605,172
当連結会計年度末残高	4,545,500	5,790,950	36,888,258	△1,419	47,223,288

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	148,357	△189,980	△41,623	45,576,492
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△671,960
親会社株主に帰属する 当期純利益				2,277,133
自己株式の取得				—
株主資本以外の項目の連結 会計年度変動額(純額)	△63,837	109,595	45,758	45,758
当連結会計年度変動額合計	△63,837	109,595	45,758	1,650,930
当連結会計年度末残高	84,520	△80,385	4,134	47,227,423

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・連結子会社の名称
ハヤマ工業(株)
ハイコンポーネンツ青森(株)
青梅エレクトロニクス(株)

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・関連会社の名称 (株)ヴィーネックス

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と、連結会計年度末日は一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- 建物及び構築物 5～38年
- 機械装置及び運搬具 4～12年
- 工具、器具及び備品 2～4年

ロ. 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

- 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当連結会計年度以前1年の支給実績額を基準にして、当連結会計年度に対応する支給見込額に将来の支給見込額を加味して計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15～22年）による定額法により費用処理しております。

ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は退職給付に係る負債および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結会計年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

為替の変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建預金および外貨建予定取引

ハ. ヘッジ方針

主に当社の内規である「経理規程」に基づき、為替の変動リスクをヘッジしております。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

⑦ のれんの償却方法および償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額 60,604,048千円

(2) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

支払手形	42,786千円
電子記録債務	111,272千円
流動負債その他(設備関係支払手形)	29,507千円
流動負債その他(設備関係電子記録債務)	19,532千円

4. 連結損益計算書に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

場 所	用 途	種 類	減損損失(千円)
青梅エレクトロニクス㈱ 東京都青梅市	半導体(小型IC等) の製造	建物及び構築物 機械装置及び運搬具 工具、器具及び備品 その他	438,852

(2) 減損損失の認識に至った経緯

青梅エレクトロニクス㈱の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、減損の兆候が認められましたので、上記の固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

(3) 減損損失の金額

減損損失の内訳といたしましては、建物及び構築物223,001千円、機械装置及び運搬具155,071千円、工具、器具及び備品20,774千円、その他40,004千円であります。

(4) 資産のグルーピングの方法

主に工場を基本単位としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額（土地については直近の路線価評価額を参考にして算出した金額）により測定し、評価しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	12,000,000株	一株	一株	12,000,000株

(2) 自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	702株	一株	一株	702株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	347,979	29	2018年3月31日	2018年6月28日
2018年10月26日 取締役会	普通株式	323,981	27	2018年9月30日	2018年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	467,972	利益剰余金	39	2019年3月31日	2019年6月27日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は、後述する為替の変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、外貨建ての営業債権および預金は、為替の変動リスクに晒されておりますが、一部について先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券は、合同運用指定金銭信託であり、信託財産の運用成果によるリスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての売掛金の残高の範囲内にあります。

借入金およびファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に運転資金および設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引は、外貨建ての預金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての預金に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的として「経理規程」に基づき先物為替予約のみを行い、経理部が記帳および契約内容の管理を行っています。また、有価証券および投資有価証券については、経理部が定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	25,922,967	25,922,967	—
(2) 受取手形及び売掛金	8,424,986	8,424,986	—
(3) 電子記録債権	517,102	517,102	—
(4) 有価証券	2,000,000	2,000,000	—
(5) 投資有価証券	394,992	394,992	—
資産計	37,260,048	37,260,048	—
(1) 支払手形及び買掛金	2,374,933	2,374,933	—
(2) 電子記録債務	1,857,900	1,857,900	—
(3) 短期借入金	190,000	190,000	—
(4) 未払金	1,797,500	1,797,500	—
(5) 未払法人税等	725,006	725,006	—
(6) 長期借入金	967,565	956,558	△11,006
(7) リース債務	165,276	162,157	△3,119
負債計	8,078,181	8,064,056	△14,125
デリバティブ取引(*)	△900	△900	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

短期間で決済される一般債権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

短期間で決済される合同運用指定金銭信託の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金、(7) リース債務

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	2,030,139

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	3,935円85銭
(2) 1株当たり当期純利益	189円77銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	35,457,830	流動負債	8,156,107
現金及び預金	22,294,918	支払手形	244,079
受取手形	648	電子記録債務	1,857,900
電子記録債権	517,102	買掛金	2,153,349
売掛金	8,679,180	短期借入金	190,000
有価証券	2,000,000	1年内返済予定の長期借入金	264,612
商品及び製品	116,190	リース債務	55,388
仕掛品	591,774	未払金	1,428,613
原材料及び貯蔵品	876,496	未払法人税等	721,275
前払費用	12,342	前受金	90,636
未収入金	350,775	預り金	254,806
その他の金	29,438	賞与引当金	607,761
貸倒引当金	△11,036	設備関係支払手形	48,157
固定資産	16,572,343	設備関係電子記録債務	197,984
有形固定資産	11,556,727	その他	41,543
建物	5,847,943	固定負債	818,529
構築物	68,733	長期借入金	702,953
機械及び装置	2,155,258	リース債務	92,523
車両運搬具	7,443	長期未払金	23,052
工具、器具及び備品	173,407	負債合計	8,974,637
土地	2,695,745	純 資 産 の 部	
リース資産	137,238	株主資本	42,971,017
建設仮勘定	470,957	資本金	4,545,500
無形固定資産	229,964	資本剰余金	5,790,950
のれん	29,544	資本準備金	5,790,950
ソフトウェア	90,956	利益剰余金	32,635,986
ソフトウェア仮勘定	34,212	利益準備金	116,524
電話加入権	4,139	その他利益剰余金	32,519,462
その他	71,110	固定資産圧縮積立金	156,557
投資その他の資産	4,785,651	別途積立金	14,500,000
投資有価証券	1,433,492	繰越利益剰余金	17,862,904
関係会社株式	1,498,008	自己株式	△1,419
長期貸付金	800,000	評価・換算差額等	84,520
長期前払費用	11,039	その他有価証券評価差額金	84,520
長期前払年金費用	160,869	純資産合計	43,055,537
繰延税金資産	733,382	負債・純資産合計	52,030,174
その他	408,753		
貸倒引当金	△259,893		
資産合計	52,030,174		

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売上高		42,809,029
売上原価		36,194,583
売上総利益		6,614,446
販売費及び一般管理費		3,301,775
営業利益		3,312,670
営業外収益		
受取利息	14,565	
受取配当金	106,455	
為替差益	162,224	
助成金収入	246,008	
受取補償金	7,561	
受取技術料	153,954	
その他	94,204	784,974
営業外費用		
支払利息	6,602	
支払補償費	19,561	
貸与資産減価償却費	26,947	
貸倒引当金繰入額	259,893	
その他	6,472	319,478
経常利益		3,778,167
特別利益		
固定資産売却益	1,095	1,095
特別損失		
固定資産除却損	6,864	
関係会社株式評価損	614,517	
その他	1,200	622,581
税引前当期純利益		3,156,680
法人税、住民税及び事業税	1,295,979	
法人税等調整額	16,831	1,312,810
当期純利益		1,843,870

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				
		資本準備金	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			
				固定資産 圧縮積立金	別 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	その他利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	4,545,500	5,790,950	116,524	162,448	14,500,000	16,685,104	31,347,553
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当						△671,960	△671,960
固定資産圧縮積立金の取崩				△5,890		5,890	—
当 期 純 利 益						1,843,870	1,843,870
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△5,890	—	1,177,799	1,171,909
当 期 末 残 高	4,545,500	5,790,950	116,524	156,557	14,500,000	17,862,904	32,519,462

	株 主 資 本			評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	
	利 益 剰 余 金 合 計				
当 期 首 残 高	31,464,077	△1,419	41,799,108	148,357	41,947,465
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	△671,960		△671,960		△671,960
固定資産圧縮積立金の取崩	—		—		—
当 期 純 利 益	1,843,870		1,843,870		1,843,870
自 己 株 式 の 取 得			—		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				△63,837	△63,837
当 期 変 動 額 合 計	1,171,909	—	1,171,909	△63,837	1,108,071
当 期 末 残 高	32,635,986	△1,419	42,971,017	84,520	43,055,537

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

イ 子会社株式および関連会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。

ロ その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準および評価方法

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～38年

構築物 10年

機械及び装置 4～12年

車両運搬具 6年

工具、器具及び備品 2～4年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）

のれん 20年

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、当事業年度以前1年の支給実績額を基準にして、当事業年度に対応する支給見込額に将来の支給見込額を加味して計上しております。

③ 退職給付引当金（前払年金費用）

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

ロ 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（15年）による定額法により費用処理しております。

(4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

② ヘッジ会計の処理

為替の変動リスクのヘッジについて振当処理の要件を充たしている場合には振当処理を採用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額および減損損失累計額	37,655,704千円
(2) 関係会社に対する金銭債権および債務は次のとおりであります。	
① 短期金銭債権	532,972千円
② 長期金銭債権	800,000千円
③ 短期金銭債務	765,438千円

(3) 期末日満期手形等

期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。

支払手形	42,786千円
電子記録債務	111,272千円
設備関係支払手形	29,507千円
設備関係電子記録債務	19,532千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

(1) 営業取引高

・売上高	894,321千円
・仕入高	8,999,638千円
・外注加工費	551,508千円

(2) 営業取引以外の取引高 130,716千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	702株	一株	一株	702株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	185,124千円
未払法定福利費	28,835千円
役員賞与未払金	3,135千円
未払事業税	52,029千円
たな卸資産評価損	7,951千円
消耗備品費否認額	31,344千円
貸倒引当金	82,525千円
長期未払金	7,021千円
減価償却超過額	552,663千円
投資有価証券評価損	10,793千円
関係会社株式評価損	296,459千円
その他	7,214千円
繰延税金資産 小計	<u>1,265,098千円</u>
評価性引当額	<u>△385,264千円</u>
繰延税金資産 合計	<u>879,834千円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△68,575千円
前払年金費用	△40,854千円
その他有価証券評価差額金	△37,021千円
繰延税金負債 合計	<u>△146,452千円</u>
繰延税金資産 純額	<u>733,382千円</u>

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務所および工場にあるコンピュータサーバー、コンピュータ端末およびコンピュータ周辺機器であります。

(2) リース資産の減価償却方法

個別注記表「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (2) 固定資産の減価償却の方法 ③リース資産」に記載のとおりであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	ハイコンポネンツ青森(株)	所有 直接 100.0	当社製品の製造 役員の兼務 3名	製品の仕入	6,210,300	買掛金	398,865
子会社	青梅エレクトロニクス(株)	所有 直接 100.0	当社製品の製造	製品の仕入	2,611,679	買掛金	250,562
				利息の受取	3,191	長期貸付金	800,000

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件および取引条件の決定方針等

(1) 製品の仕入については、得意先への販売価格、子会社で発生した原価および当社が負担している営業費用等を総合的に勘案の上、価格を決定しております。

(2) 資金の貸付については、市場金利等を総合的に勘案の上、利率を決定しており、回収条件は2年据置後、40ヶ月で元金均等返済としております。

3. 青梅エレクトロニクス(株)への貸倒懸念債権に対し、259,893千円の貸倒引当金を計上し、また、当事業年度において同額の貸倒引当金繰入額を計上しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 3,588円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 153円66銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

アオイ電子株式会社
取締役会 御中

監査法人 ラットランド

指定社員 業務執行社員 公認会計士 谷口 貢 ⑩

指定社員 業務執行社員 公認会計士 美藤 直人 ⑩

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アオイ電子株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アオイ電子株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

アオイ電子株式会社

取締役会 御中

監査法人 ラットランド

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷口 貢 ⑩

指定社員
業務執行社員 公認会計士 美藤 直人 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アオイ電子株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人ラットランドの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人ラットランドの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

アオイ電子株式会社	監査役会
常勤監査役	吉田文士 ㊟
(社外監査役)	
常勤監査役	福家光宏 ㊟
(社外監査役)	
監査役	藤目暢之 ㊟
(社外監査役)	
監査役	坂井清 ㊟
(社外監査役)	

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績、今後の経営見通し等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、従来から企業体質の充実強化と将来の事業展開を見据えた内部留保を確保しつつ、株主のみなさまに対する安定的な利益還元を重要課題のひとつと考えており、利益の状況、配当性向などを総合的に判断したうえで安定的な配当の継続に取り組んでまいりました。

また、当社は2019年3月18日をもちまして創業50周年を迎えました。つきましては、これまでの株主の皆様のご支援にお応えするため、普通配当29円に記念配当10円を加え、当期の期末配当は1株当たり39円とさせていただきますと存じます。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、次のとおりとさせていただきますと存じます。

① 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金39円

(普通配当 29円00銭、創業50周年記念配当 10円00銭)

総額467,972,622円

② 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月27日

なお、すでに1株当たり27円の間配当金をお支払いしておりますので、年間配当金は1株当たり66円となります。

<ご参考>

第2号議案から第6号議案に共通するご参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、2015年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)によって新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行いたしたいと存じます。

本招集ご通知の40ページから57ページに記載の第2号議案から第6号議案は、いずれも当該移行に関する議案ですので、これらをご提案するにあたり、「監査等委員会設置会社」の概要および当社が「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行する理由についてご説明申し上げます。

1. 監査等委員会設置会社の概要

- 監査等委員会設置会社とは、監査等委員会を置く株式会社をいいますが、監査役や監査役会を置くことはできません。
- 監査等委員会は、3名以上の監査等委員である取締役で構成され、かつ、その過半数は社外取締役でなければなりません。また、監査等委員以外の取締役の任期は1年であるのに対して、監査等委員である取締役の任期は2年となります。
- 監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有しており、取締役の選・解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定全般(取締役に決定が委任されたものを除く。)に関与します。また、監査等委員会は、監査等委員以外の取締役の選・解任や報酬について、株主総会において意見を述べる権限も有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監督機能が強化されております。
- 監査等委員会設置会社は、定款の定めがある場合等に、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、委任を受けた取締役が業務上の意思決定を迅速に行い、機動的に業務執行することが可能となります。一方で、取締役会は監督機能を強化することが可能となります。

2. 移行する理由

当社は、監査等委員会設置会社に移行することで、監査等委員である取締役（複数の社外取締役を含む。）に取締役会における議決権を付与し、取締役会の監督機能の強化を図るとともに、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させ、更なる企業価値向上を図ってまいります。

3. 第2号議案から第6号議案について

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）選任の件

第4号議案 監査等委員である取締役選任の件

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い変更するものであります。

2. 主な変更の内容

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります。
- (3) 業務執行を行わない取締役につき、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第30条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 上記条文の新設、変更および削除に伴う条数の変更、その他所要の変更を行うものであります。

3. 具体的な変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものとしたします。

（下線部分は変更箇所）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
第1条～第3条 <条文省略> <新 設>	第1条～第3条 <現行のとおり> <u>（機関）</u> 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、 <u>次の機関を置く。</u> <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 <条文省略></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第10条 <条文省略></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条 <条文省略> (議事録)</p> <p>第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役会の設置</u>)</p> <p>第18条 当社は、取締役会を置く。 (取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p><新 設></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. <条文省略></p>	<p>第5条 <現行のとおり></p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第11条 <現行のとおり></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第17条 <現行のとおり> (議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印(電子署名を含む。)する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 <削 除></p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>は、12名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <現行のとおり></p> <p>3. <現行のとおり></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;"><新 設></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任にかかる決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. <条文省略></p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <条文省略> (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p><新 設></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2. <現行のとおり></p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を選定することができる。</p> <p>第23条 <現行のとおり> (取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新 設＞</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p style="text-align: center;"><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第27条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに署名または記名押印(電子署名を含む。)する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第28条 <条文省略> (取締役の報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 <条文省略></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役および監査役会の設置</u>)</p> <p>第31条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u> (<u>監査役の員数</u>)</p> <p>第32条 <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u> (<u>監査役の選任</u>)</p> <p>第33条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	<p>第29条 <現行のとおり> (取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 <現行のとおり></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	< 削 除 >
<p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	
<p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	< 削 除 >
<p>第35条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	< 削 除 >
<p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	< 削 除 >
<p>第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の議事録)</u> <u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u> <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><削 除></p>
<p><u>(監査役の責任免除)</u> <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</u></p>	<p><削 除></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><新 設></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u> <u>第32条 監査等委員会の招集通知</u> <u>は、各監査等委員に対し、会日</u> <u>の3日前までに通知を発す</u> <u>る。ただし、緊急の場合には、</u> <u>この期間を短縮することがで</u> <u>きる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意がある</u> <u>ときは、招集の手続きを経ないで監</u> <u>査等委員会を開催することがで</u> <u>きる。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u> <u>第33条 監査等委員会の決議は、議決</u> <u>に加わることができる監査等</u> <u>委員の過半数が出席し、出席し</u> <u>た監査等委員の過半数をもっ</u> <u>て行う。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u> <u>第34条 監査等委員会における議事</u> <u>の経過の要領およびその結果</u> <u>ならびにその他法令に定める</u> <u>事項は、議事録に記載または記</u> <u>録し、出席した監査等委員がこ</u> <u>れに署名または記名押印(電子</u> <u>署名を含む。)する。</u></p>
<p><新 設></p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u> <u>第35条 監査等委員会は、その決議に</u> <u>よって常勤の監査等委員を選</u> <u>定することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><新 設></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第42条 当社は、<u>会計監査人を置く。</u></p> <p>第43条～第44条 <条文省略> (会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第46条～第49条 <条文省略></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第36条 <u>監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p style="text-align: center;"><削 除></p> <p>第37条～第38条 <現行のとおり> (会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第40条～第43条 <現行のとおり></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	なかやま こうじ 中山 康治 (1952年3月27日生)	1974年3月 当社入社 1997年3月 当社営業部長 1999年6月 当社取締役営業本部長 2007年6月 当社常務取締役 統括技術本部長 兼 営業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長(現任) 2017年5月 ハイコンポーネンツ青森(株)取締役 (非常勤)(現任) (重要な兼職の状況) ハイコンポーネンツ青森(株) 取締役(非常勤)	28,900株
(取締役候補者とした理由) 中山康治氏は、1999年6月に取締役、2007年6月に常務取締役に就任した後、2009年6月より代表取締役社長を務め、高い見地から経営トップとして卓越した経営手腕を発揮しております。同氏の幅広く深い知見と経験に裏打ちされたリーダーシップは、今後も当社の経営に不可欠であることから、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位および担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の 株 式 数
2	きの した かず ひろ 木 下 和 洋 (1957年2月8日生)	1980年3月 当社入社 2000年11月 当社総務部長 2003年6月 当社取締役管理副本部長 2007年6月 当社取締役管理本部長 2013年7月 当社常務取締役管理本部長 2016年4月 公益財団法人 大西・アオイ記念財団 理事長(現任) 2016年7月 当社代表取締役常務取締役 管理本 部長(現任) 2019年5月 青梅エレクトロニクス(株)取締役(非 常勤)(現任) (重要な兼職の状況) 公益財団法人 大西・アオイ記念財団理事長 青梅エレクトロニクス(株)取締役(非常勤)	25,200株
(取締役候補者とした理由) 木下和洋氏は、2003年6月に取締役、2013年7月に常務取締役に就任した後、2016年7月より代表取締役常務取締役を務めております。経営全般にわたる高い視座と見識をもとに、今後もその職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。			
3	おか だ よし お 岡 田 吉 郎 (1952年8月25日生)	1976年4月 当社入社 2000年11月 当社高松生産本部第1技術部長 2005年7月 当社執行役員高松技術本部製品開発 担当 2009年6月 当社取締役第2技術本部長 2009年10月 (株)ヴィーネックス取締役(非常勤) (現任) 2012年6月 当社取締役第1技術本部長(現任) (重要な兼職の状況) (株)ヴィーネックス 取締役(非常勤)	18,000株
(取締役候補者とした理由) 岡田吉郎氏は、2009年6月より取締役を務めております。主に技術部門に携わり、豊富な実績と経験をもとに取締役としての職責を果たしていることから、今後もその職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
4	さ えき のり お 佐伯規夫 (1953年1月6日生)	1983年11月 当社入社 2000年11月 当社高松生産本部第2技術部長 2005年5月 ハヤマ工業㈱監査役(非常勤) 2005年7月 当社執行役員高松技術本部設備開発 担当 2009年6月 当社取締役第3技術本部長 2012年6月 当社取締役第2技術本部長 2013年1月 ハイコンポーネンツ青森㈱取締役 (非常勤)(現任) 2013年5月 ハヤマ工業㈱監査役(非常勤)退任 2019年4月 当社取締役高松第1生産本部長 兼 第2技術本部長(現任) 2019年5月 ハヤマ工業㈱取締役(非常勤)(現任) (重要な兼職の状況) ハイコンポーネンツ青森㈱ 取締役(非常勤) ハヤマ工業㈱取締役(非常勤)	10,700株
(取締役候補者とした理由) 佐伯規夫氏は、2009年6月より取締役に務めております。主に設備開発部門および新商品開発部門に携わり、豊富な実績と経験をもとに取締役としての職責を果たしていることから、今後その職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。			
5	たか お だい すけ 高尾大輔 (1956年10月7日生)	1979年3月 当社入社 2008年1月 当社第1技術本部 部長 2012年7月 当社執行役員第1技術本部 部長 2013年7月 当社執行役員高松第1生産本部長 2015年5月 ハヤマ工業㈱取締役(非常勤) 2015年6月 当社取締役高松第1生産本部長 2019年4月 当社取締役半導体企画本部長(現任) 2019年5月 ハヤマ工業㈱取締役(非常勤)退任	8,900株
(取締役候補者とした理由) 高尾大輔氏は、2015年6月より取締役に務めております。主に技術部門および生産部門に携わり、豊富な実績と経験をもとに取締役としての職責を果たしていることから、今後その職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
6	福田一幸 (1955年2月1日生)	1979年3月 当社入社 2008年1月 当社観音寺生産本部 品質管理部 部長 2010年10月 当社高松第2生産本部 部長 2012年7月 当社執行役員高松第2生産本部 部長 2013年7月 当社執行役員高松第2生産本部長 2015年6月 当社取締役高松第2生産本部長(現任)	4,800株
(取締役候補者とした理由) 福田一幸氏は、2015年6月より取締役を務めております。主に品質保証部門および生産部門に携わり、豊富な実績と経験をもとに取締役としての職責を果たしていることから、今後もその職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。			

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	※ ふる た あき ひろ 古田 昭博 (1958年5月26日生)	2012年3月 香川県三豊警察署長 2015年2月 香川県警本部警備部長 2017年3月 同本部生活安全部長 2018年3月 同本部刑事部長 2019年2月 香川県警退職	一株
(社外取締役候補者とした理由) 古田昭博氏は、前職の経験を生かし、リスク管理、組織管理等に関する豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の監査等委員である社外取締役として相応しく職務を適切に行っていたと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			
2	※ もり いと しげ き 森 糸 繁 樹 (1947年6月1日生)	2004年6月 (株)百十四銀行取締役 2010年4月 同行代表取締役専務執行役員 2011年4月 同 退任 2011年6月 同行 取締役退任 2011年6月 四国興業(株)代表取締役社長 2015年6月 同 退任 2016年6月 (株)四電工社外取締役(非常勤)(現任) 2017年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) (株)四電工 社外取締役(非常勤)	300株
(社外取締役候補者とした理由) 森糸繁樹氏は、経営に関して高い見識と豊富な経験を有しておられることから、当社の監査等委員である社外取締役として相応しく職務を適切に行っていたと判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 の株式数
3	※ ふじ め のぶ ゆき 藤目暢之 (1944年12月9日生)	2001年7月 国税庁長官官房 高松派遣首席国税 庁監察官 2003年7月 高松税務署長 2004年7月 高松国税局退職 2004年8月 税理士登録(現任) 2006年7月 当社社外監査役(非常勤)(現任)	6,800株
(社外取締役候補者とした理由) 藤目暢之氏は、税理士として税務・財務の分野における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の監査等委員である社外取締役として相応しく職務を適切に行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。			
4	※ さか い きよし 坂井清 (1951年4月11日生)	2001年7月 高松国税局退職 2001年8月 税理士登録(現任) 2007年5月 ハヤマ工業(株)監査役(非常勤)(現任) 2007年6月 当社社外監査役(非常勤)(現任) (重要な兼職の状況) ハヤマ工業(株) 監査役(非常勤)	6,500株
(社外取締役候補者とした理由) 坂井清氏は、税理士として税務・財務の分野における豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有し、当社の監査等委員である社外取締役として相応しく職務を適切に行っていただけるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 古田昭博氏、森糸繁樹氏、藤目暢之氏および坂井清氏は、社外取締役候補者であります。
4. 森糸繁樹氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。藤目暢之氏および坂井清氏は、現在当社の社外監査役であります。藤目暢之氏の当社における監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって13年となり、坂井清氏の当社における監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって12年となります。
5. 当社は、森糸繁樹氏、藤目暢之氏および坂井清氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の選任が承認された場合は、各氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
また、古田昭博氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
6. 森糸繁樹氏、藤目暢之氏および坂井清氏は、いずれも東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
古田昭博氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2006年6月29日開催の第38回定時株主総会において、年額360百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬の額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬の額および昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額360百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、本議案にかかる取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名となります。

また、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額54百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案にかかる監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上

株主総会会場ご案内略図

会 場 香川県高松市香西南町455番地の1
アオイ電子株式会社 本社ホール
TEL (087) 882-1131

最 寄 駅 JR 高松駅より タクシー約15分
JR 予讃線香西駅より 徒歩約10分
バス ことでん（下笠居・香西線）本津より 徒歩約5分

